

売買取引約款

株式会社BRAINMAGIC（以下「当社」といいます。）は、Orbital2等の当社商品（以下「商品」といいます。）の売買条件について、以下のとおり定めます。商品の購入を希望する者は、本約款に同意して申し込みを行うものとします。

1. (基本約款)

1. 本約款は、当社と買主との間における商品売買契約に共通して適用される事項を定めることを目的とします。当社と買主との間における商品売買契約においては、特約なき限り本約款が適用されます。
2. 商品のうちソフトウェアおよびサービス等の利用条件に関して、当社または権利者である第三者が商品の利用者と別途契約（以下「別契約」といいます。）を締結した場合、本約款と別契約に矛盾・抵触があるときは、当該矛盾・抵触がある箇所に限り、別契約の定めが優先されるものとします。

2. (商品売買契約)

1. 本約款に基づく商品の売買契約（以下「商品売買契約」といいます。）は、買主が当社に対して、購入する商品の品名、数量、その他の条件を記載した注文書を交付し、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。なお、商品の価格は、当該注文時に当社が公開している価格によるものとします。

3. (商品引渡し)

当社は、当社買主協議のうえ定めた引渡場所および引き渡し条件において、商品を買主に引渡すものとします。ただし、当社は、債権の保全上必要と認めるときは、買主から適切な担保の提供又は代金の支払いを受けるまで、商品の全部又は一部の引渡しを拒絶することができるものとします。この場合、当社は、商品の引渡し拒絶により買主に損害が生じたとしても、何らの責任も負いません。

4. (商品検査)

1. 買主は前条の引渡しを受けた商品について、直ちに商品を検査し、受領書に記名押印をして当社に提出するものとします。なお、買主による検査の遅延により生じた損害は買主の負担とします。
2. 買主は、前項の検査により引渡しを受けた商品につき瑕疵または数量の過不足を発見したときは、直ちに当社に対しその内容を通知するものとします。
3. 当社は買主から前項の通知を受け、商品に瑕疵があると認めたときは、当社の費用をもって修理または代替品と交換するものとします。また、当社は、当該通知により商品に数量不足があると認めたときは、遅滞なく不足分を買主に引渡すものとします。
4. 当社から買主に受領書が提出された場合又は前条の商品引渡しがあった日から5営業日以内に第2項所定の通知がなされない場合、当社は買主に対し、商品売買契約所定の商品を納品したものとみなします。

5. (危険負担)

商品の危険負担は、商品を引渡したときに当社から買主に移転します。

6. (所有権の移転)

商品の所有権は、代金支払完了時に当社から買主に移転します。ただし、特約がある場合はこの限りではありません。

7. (瑕疵担保責任)

1. 買主は、第4条1項により商品の納品が完了した後6ヶ月以内に同条1項の検査では発見できない隠れたる瑕疵を発見したときは、直ちに当社に対し、その内容を通知しなければなりません。
2. 当社は買主から第4条1項による納品完了後6ヶ月以内に前項の通知を受け、当該瑕疵が当社の責に帰すものと認めたときは、当社の費用をもって修理または代替品と交換するものとします。
3. 前各項の他、当社の瑕疵担保責任に関する詳細は商品の保証書に記載するものとします。保証書と本約款に矛盾・抵触がある場合、当該矛盾・抵触がある部分については保証書の定めが優先するものとします。

8. (欠陥時の対応)

1. 商品について、人の生命、身体、財産に対し、損害を発生させ、または発生させる欠陥があることが判明した場合、当社または買主は相手方に対して直ちに書面で通知のうえ、合理的な範囲で対応に協力するものとします。この場合、当社は、商品売買契約の全部または一部を解除し、あるいは商品の引渡しを中止することができるものとし、これにより買主が損害を被ったとしても次項所定の場合を除き何らの責任も負わないものとします。
2. 商品に前項の欠陥が生じた事由が当社の故意又は重過失に基づく事由による場合、当社は買主に対し、商品の欠陥から生じた損害について買主による当該商品の購入価格を上限に賠償する責任を負うものとします。

9. (支払方法)

1. 買主は引渡しを受けた商品代金を、別途当社が指定する支払方法および支払条件に基づき当社に支払うものとします。
2. 買主が前項の支払いを怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日より完済まで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

10. (支払条件の変更・担保の提供)

1. 当社は、買主からの前条の代金の支払いの猶予を求められ、または買主がその支払いを遅滞したときは、買主に対し、当社が相当と認める担保の提供または支払条件の変更を求めることができます。
2. 買主は、当社より前項の担保の提供を求められたときはこれに同意し、その同意後すみやかに当該担保権設定の手續に必要な措置を講ずるものとします。

11. (受領拒絶に対する措置)

買主が引渡し日に商品を引取らない場合は、当社は買主に対して催告、その他何らの手續を要せず、商品売買契約を解除することができるものとします。

12. (不可抗力免責)

天災地変、戦争、内乱、暴動、その他の不可抗力、法令の改廃・制定、公権力による命令、処分、指導、争議行動、輸送機関または保管中の事故、その他当社の責に帰すことのできない事由による商品売買契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、当社は責任を負いません。この場合、履行遅延部分について、買主は受領を拒絶できないものとし、また履行不能になった部分については、当該商品売買契約は消滅するものとします。

13. (権利義務の譲渡禁止)

買主は、本約款又は商品売買契約に基づき生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。

14. (契約の解除、期限の利益喪失)

1. 買主につき次の事由が生じたときは、当社は買主に対し何等の催告を要せず商品の出荷を停止し、かつ直ちに商品売買契約を解除することができる。
 1. 当社に対する債務の支払を遅滞または停止したとき
 2. 買主の振出しまたは引き受けた手形・小切手が不渡りとなったとき
 3. 破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがなされたとき
 4. 強制執行・競売・滞納処分を受けたとき
 5. 取引を停止または事業を廃止したとき
 6. 合併、解散、減資、事業の全部または重要な一部の譲渡があったとき
 7. その他本約款又は商品倍相契約に基づく取引を継続し難い事由が生じたとき
2. 前項の場合、買主が当社に対して負担するすべての債務について弁済期が到来するものとし、当社は買主に対し直ちに全額の支払を請求することができるものとします。

15. (相殺予約)

当社が買主に対し債務を負担している場合、当社は、買主が当社に対し負担する売買代金債務の弁済期が到来すると否とにかかわらず、当該売買代金債務と当社が買主に対して負担する債務を各対当額につき相殺することができるものとします。

16. (輸出管理規制)

1. 買主は当社より買い受けた商品を日本国外に持ち出す場合は、日本政府の輸出関連法規を遵守するものとします。
2. 買主は当社より買い受けた商品のうち、外国為替及び外国貿易法第48条第1項または第25条第1項の政令に定める品目に該当する商品（以下該当品という）を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法に基づき日本政府の適法な輸出許可を取得するなど必要な手続きを行うものとします。
3. 買主は該当品に余剰品または在庫品が生じ、これを廃棄処分する場合には、転用等一切活用できないように完全な破碎処分をするものとします。
4. 買主は該当品を第三者に販売する場合、その第三者に対して以下の項目を文書をもって通知するものとします。
 1. 当該輸出について日本政府の適法な輸出許可が必要であること

2. 該当品の余剰品または在庫品を破棄する場合は完全な破碎処分をすること

17. (用途の制限)

買主は当社より買い受けた商品を日本国外において武器および武器製造に関連して利用してはなりません。

18. (第三者の権利侵害)

当社は、商品が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産権等を侵害していないことは保証いたしません。

19. (機密保持)

当社および買主は、商品売買契約に関連して秘密であるとの明示のもと相手方から開示を受けた相手方の経営上、営業上、技術上、製造上の機密情報を秘密に保持し、商品売買契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。また、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、いかなる第三者にも開示、漏洩してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1) 開示を受ける以前に自己において既に所有していた情報

(2) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく知得した情報

(3) 開示を受ける以前に既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責任によらず、公知となった情報

(4) 開示を受けた機密情報に基づくことなく、独自に開発したことを証明できる情報

第20条 (反社会的勢力排除)

1. 当社および買主は相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、または該当していったことが判明した場合には、相手方に対し何等の通知、催告を要せず、直ちに商品売買契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)である場合。

(2) 相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与した場合。

(3) 相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

(4) 相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が自らまたは第三者を利用し、詐欺・暴力的行為や不当な要求を行った場合。

(5) 相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が自らまたは第三者を利用し、名誉や信用の毀損、業務を妨害した場合。

2. 当社および買主は、前項各号を確認することを目的として、相手方が行う調査に合理的な範囲において協力するものとします。

3. 当社および買主は、第1項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合、直ちにその旨を相手方に通知するものとします。
4. 第1項による解除権の行使は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第21条（損害賠償責任の制限）

本約款又は商品売買契約に関連して当社が買主に損害を与えた場合、当社は、買主に対し、不法行為、債務不履行、不当利得その他請求原因の如何を問わず、当該損害に関連する商品売買契約所定の代金を上限に賠償責任を負う。

第22条（法令遵守）

1. 当社および買主は、商品売買契約の履行にあたり、不正または不当な行為が生じないよう、法令等を遵守し、公正かつ適切な履行をするものとします。
2. 買主は、本約款および商品売買契約に関連して法令違反、不正行為等が発生し、またはそのおそれがあることが判明した場合、直ちに当社に通知し、当社が買主に対し報告または資料等の提供を求めた場合は、買主は速やかにこれに応じるものとします。
3. 買主が前二項のいずれかに違反した場合、当社は何等の催告を要せず、直ちに商品売買契約の全部または一部を解除することができ、これにより買主に損害が生じた場合であっても、当社は一切これを賠償せず、また、かかる解除により当社に損害が生じた場合は、買主はその損害を賠償するものとします。

第23条（合意管轄）

本約款又は商品売買契約に基づく取引に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

第24条（協議事項）

本約款に定めのない事項および契約条項に疑義のある事項については当社および買主は信義誠実を旨とし、別途協議の上これを定めるものとします。

以上